

税務行政

DX

で

税務調査は
こう変わる!

税務行政のDXはどのように進んでいる?

オンライン調査はどのように行われる?

KSK(国税総合管理)システムの刷新で何が変わる?

はじめに

国税庁は、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を公表し、①納税者の利便性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進という三本柱を掲げて、税務行政のDXを推進しています。

なかでも、課税・徴収事務の効率化・高度化等については、AI等の活用により、申告漏れの可能性が高い納税者の選定等に取り組んでおり、さらに令和7年10月からは金沢国税局・福岡国税局において、「オンラインツールを活用した税務調査」（以下「オンライン調査」といいます。）が開始され、令和8年6月以降、全国の国税局等に拡大されています。

このオンライン調査は、これまでの対面・帳簿等（紙）による調査と大きく異なり、オンライン端末によるWeb会議、インターネットメール、電子データの受渡し等を可能とするもので、今後、税務調査の主流になっていく可能性もあります。

本冊子は、国税庁が公表している資料をベースに、最新情報を付加する形式で解説しています。本冊子が、税務行政のDXやオンライン調査等への理解を深めていただく糧となれば幸いです。



第1章 税務行政のDXとは？

I 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの全体像
～国税庁が目指す姿と取組の方向性～ 3

- 1 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」 3
- 2 税務行政のDXの「三本柱」 4
- 3 各取組の概要 4

II 税務調査DX化の“現在地” 8

- 1 AI・データ分析による調査対象の選定 8
- 2 リモート調査の試行 10
- 3 関係機関への照会等のデジタル化 11

第2章 オンラインツールで税務調査はこう変わる！

I オンラインツールを利用した税務調査（オンライン調査）とは？ 12

- 1 オンライン調査の概要 12
- 2 オンラインツール利用開始までの流れ 13
- 3 帳簿書類等に係る電子データの提供 14
- 4 GSS端末とは？ 15
- 5 各オンラインツールの機能 16

II 「オンラインツールの利用に関する同意事項」とは？ 17

III オンライン調査の開始とともに、KSKシステムも刷新！ 21

IV オンライン調査と一体で備える！ 電子帳簿保存法への対応 23

参考1 オンライン調査に関するQ&A 26

参考2 オンライン調査の実施手順・留意事項 31

（注1）本冊子の内容は、令和8年7月10日現在の法令等に基づいています。

（注2）本冊子に掲載されている会社名、製品名、サービス名などは、各社の商標又は登録商標です。本文中では「™」「®」「©」マークを省略しています。

第1章 税務行政のDXとは？

I 税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの全体像 ～国税庁が目指す姿と取組の方向性～

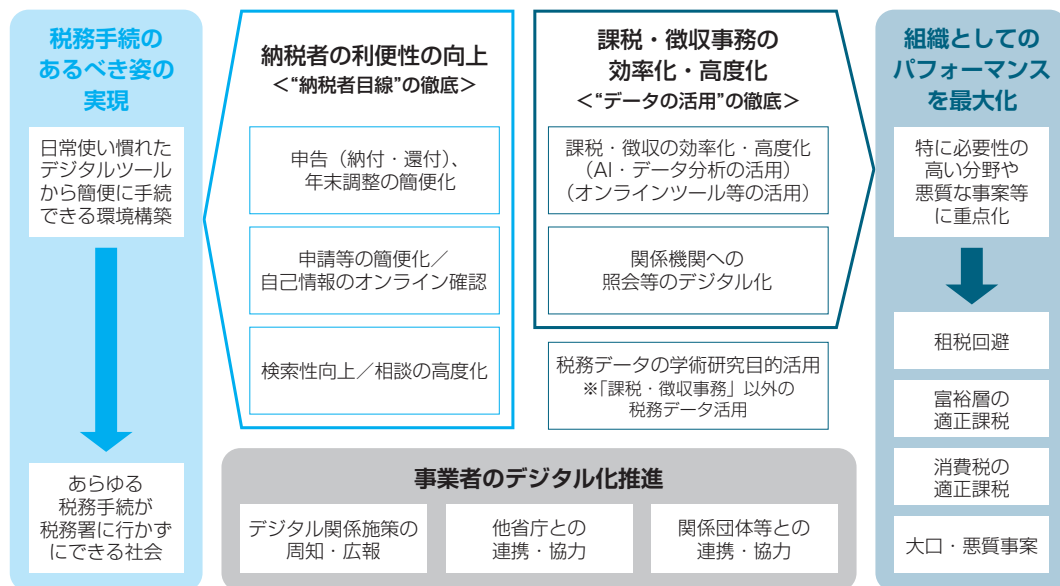
1 「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

－税務行政の将来像2023－」（国税庁、令和5年6月公表）

国税庁が目指している「税務行政の将来像」は、次のとおりです。

- ◆ 税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組みます。
- ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
 - ➔ 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。

税務行政の将来像



「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献

* 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。

* デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。

* 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

（国税庁「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」4ページを基に作成）

2 税務行政のDXの「三本柱」

「税務行政の将来像」では、税務行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、次の「三本柱」を掲げています。

- ① 納税者目線の徹底による「納税者の利便性の向上」
- ② データの活用等による「課税・徴収事務の効率化・高度化等」
- ③ 「事業者のデジタル化促進」

また、国税庁は、上記三本柱による税務行政全体のDXと併せ、「税務を起点とした社会全体のDXの進展」に貢献していくこととしています。

3 各取組の概要

(1) 納税者の利便性の向上

納税者の負担軽減を図るとともに、計算誤り等のない正確な手続を確保しつつ、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコン等）から簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築することとしています。主な取組は次のとおりです。

申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

取 組	概 要
給与情報等の自動入力 （申告手続の簡便化）	マイナポータルとの連携による給与や医療費控除情報等の自動入力（「日本版記入済申告書」）の実現
e-TaxのUI（※1）/UX（※2）の改善	各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
キャッシュレス納付の推進	ダイレクト納付の推進（令和6年4月～、自動ダイレクトの導入）
公金受取口座を利用した還付	マイナポータルとの連携による利便性の向上
年末調整手続の簡便化	従業員向け年末調整ソフトの無償提供

※1 User Interface（ユーザーインターフェイス）の略。画面や音声入出力装置など、システムにおいて利用者が情報の受取りや操作を行う際に関係する要素のこと。

※2 User experience（ユーザーエクスペリエンス）の略。満足感や達成感など、利用者がサービス（システム）を使う過程で得られる知覚及び反応のこと。

申請等の簡便化/自己情報のオンライン確認

取 組	概 要
e-Taxの「マイページ」の充実	e-Taxのほか、「確定申告書等作成コーナー」等の利用者目線に立った改善
納税証明書のオンライン取得	• 安価な手数料（通常400円のところ、e-Taxで交付請求を行う場合は370円） • ダウンロードしたPDFは、有効期間内であれば何度でも利用可能

操作性の向上/相談の高度化

取 組	概 要
オンライン相談の充実	• チャットボットの充実（AIを活用） • ホームページの検索性向上
電話相談の高度化・利便性の向上	電話相談センター、e-Taxヘルプデスクの設置
SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信等	情報発信のほか、個別相談等のLINE予約機能を付加

(2) 課税・徴収の効率化・高度化等

業務におけるデータ活用の徹底を通じて、組織のパフォーマンスの最大化を目指しており、主な取組は次のとおりです。

AI・データ分析の活用

取 組	概 要
申告漏れの可能性が高い納税者等の判定	• 国税組織内・外における多様かつ膨大な情報の中から、必要なデータを抽出・加工 • AIを活用した予測モデルによる調査必要度の高い納税者を抽出
滞納者ごとに接触できる可能性の高い接触方法の予測、架電履歴等を分析した応答予測	• 過去の接触実績や納付状況等のデータ及びAIを活用したモデルの構築 • 滞納者ごとに最適なアプローチを予測し、効果的・効率的に滞納整理を実施

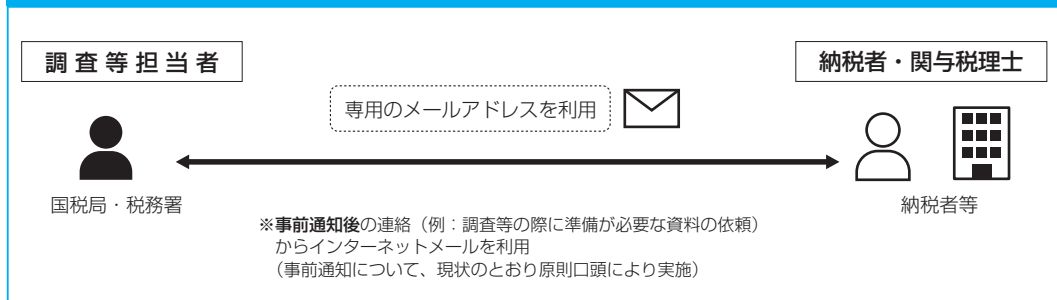
第2章 オンラインツールで税務調査はこう変わる！

I オンラインツールを利用した 税務調査（オンライン調査）とは？

1 オンライン調査の概要

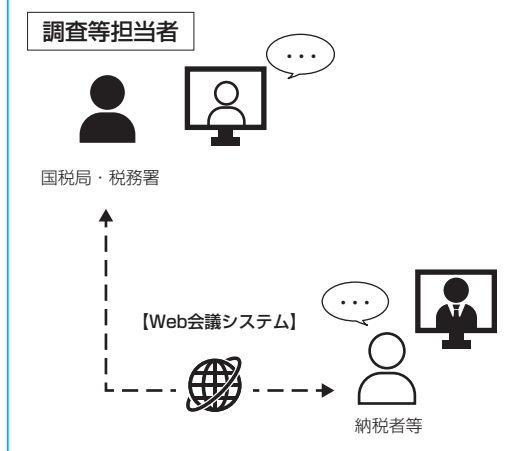
全国の国税局・税務署において、オンラインツール（インターネットメール、Web会議システム、オンラインストレージサービス）を利用した税務調査（以下「オンライン調査」といいます。）が行われることとなりました。

インターネットメール



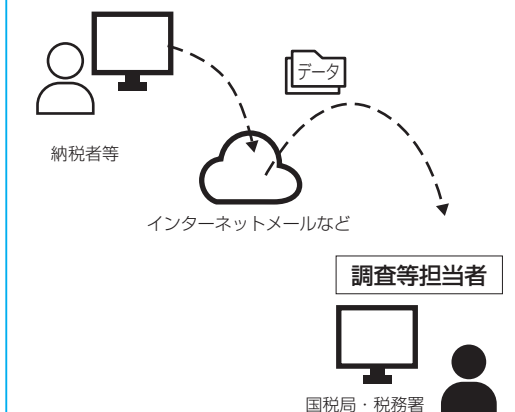
面談

Web会議システム（Teams）で概況聴取（質問・回答）等の面談（ヒアリング）を実施



データの受渡し

インターネットメールやe-Taxのほか、オンラインストレージサービス（PrimeDrive）を利用してデータの受渡し



（国税庁「オンラインツールの利用等」3ページを基に作成）



ここが変わる！

- 令和7年9月に金沢国税局・福岡国税局及び2局の管内税務署で先行導入され、令和8年6月以降、全国の国税局・税務署において利用が開始されています。
- オンライン調査は、国税局調査課所管法人だけでなく、全ての法人・個人事業主を対象としています。
- オンラインツールは、税務調査のほか、行政指導（書面添付制度に係る意見聴取を含みます。）、滞納整理、査察調査等で利用されます。
- 職員一人につき1台、GSS端末が配備され、職員は、その端末に内蔵されるオンラインツールを使用して税務調査等に当たります（15ページ参照）。
- オンライン調査は、強制ではなく納税者の同意を得て行われるもので、事前に「オンラインツールの利用に関する同意書」を提出することとなっています（17ページ参照）。

2 オンラインツール利用開始までの流れ

オンライン調査を行うため、まずはオンラインツールを利用する準備が次の①～④の手順で行われます。

① メール利用の意思確認

納税者の利便性向上や税務行政の効率化が図られる場合には、調査等担当者は、納税者等へメール利用の意思を確認し、利用の意思がある場合は同意事項やメールアドレスのForms（15～16ページ参照）への登録等について説明します。

② 同意事項やメールアドレスの登録等

納税者等は、Formsにより、同意事項やメールアドレスの登録等を実施します。

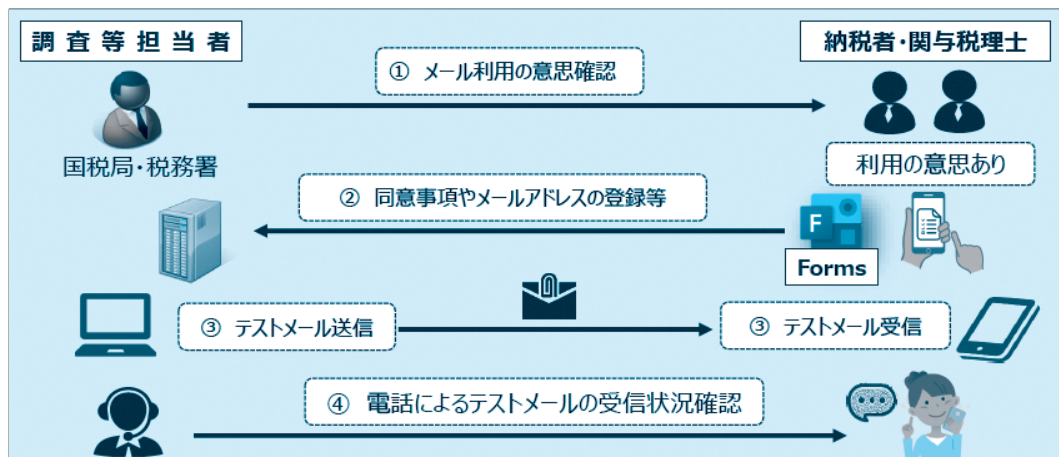
③ テストメール送信とテストメール受信

調査等担当者から、納税者等が登録したメールアドレスに対しテストメールを送信します。

④ テストメールの受信状況確認

調査等担当者は、納税者等へテストメールが届いていることを電話で確認します。

オンラインツール利用の流れ

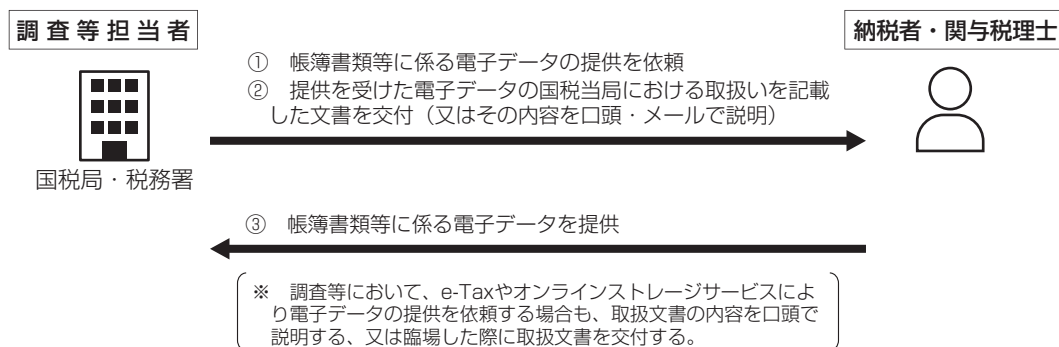


(出典：国税庁「オンラインツールの利用等」 4ページ)

3 帳簿書類等に係る電子データの提供

税務調査において、調査官から帳簿書類等に係る電子データの提供を求められた場合、下図の手順で提供します。

帳簿書類等に係る電子データ提供の流れ



(国税庁「オンラインツールの利用等」 5ページを基に作成)

電子データ提供に係るセキュリティ厳守事項

国税庁では、情報セキュリティに関する規則を定め、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みが構築されています。また、国税職員には、調査等で取得する電子データについて守秘義務が課されており、漏洩した場合には罰則の対象となります。

なお、提供を受けた電子データは国税庁が定めた規則に基づき厳重に管理され、保存期間の満了後、確実に消去されます。